

下妻市立騰波ノ江小学校いじめ防止基本方針

下妻市立騰波ノ江小学校

1 目的

いじめ防止等（いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより，いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童の心身に及ぼす影響及びその他の問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭，その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめ防止対策委員会

いじめ防止等（いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援コーディネーター，養護教諭を含む教職員で構成するいじめ防止対策委員会を組織する。

本委員会は，月1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。

5 基本的な取組

(1) 道徳教育等の充実

児童の豊かな心を育て，道徳的実践意欲を高めるよう心に響く環境作りを行う。

全教育活動において，道徳的実践を促したり道徳的実践力を培ったりするための豊かな体験の場を充実する。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 新しい道徳，自作教材の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 道徳主任を中心とする指導体制，研修体制の充実
- ⑤ 有効で具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑥ 児童が活躍し充実感を味わうことのできる学校行事の展開

(2) 児童主体の活動

- ① あいさつ運動の推進
- ② 無言清掃，ボランティア活動の推進
- ③ 集会活動（思いやり集会，1年生を迎える会，6年生を送る会等）

(3) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校及び学級づくり（心の居場所となる学級，学校）に努める。
- ② 授業や行事の中で，どの児童も活躍できる場をつくる。
- ③ 日頃の学級経営の中で，児童の自尊感情や自己肯定感を育てる。

【未然防止のために】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等から現状を把握し、課題を見つける。 |
| イ | 課題をどう変えたいという目標を設定する。 |
| ウ | 目標を達成するための具体的な計画を作成する。 |
| エ | 実施計画に沿って、取組を確実に実施する。 |
| オ | 実施計画終了後、目標の達成状況を把握し、実施課題を検証する。 |
| カ | 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。 |

(4) 早期発見のための措置

- ① 日常的な児童の観察
- ② 生活アンケート調査（毎月 各学級）
- ③ いじめ防止対策委員会での情報交換（月1回）・生徒指導部会（隔週）

(5) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔家庭確認（4月）、保護者との面談（7月） 教育相談（11月）〕
- ② 随時行う教育相談

(6) 関係機関との連携

市教育委員会	市役所子育て支援課	市スクールサポートセンター
民生・児童委員	筑西児童相談所	下妻警察署生活安全課

(7) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施
- ③ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策の研修

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (4) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (5) いじめが解消した後も、いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する継続的な情報提供と支援に努める。
- (6) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

7 重大事態への対処

- | |
|------------------------------------|
| ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。 |
| ・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。 |

- (1) 重大事態対策委員会を設置する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査）をする。
- (3) 市教育委員会へ報告する。
 - ① いじめが犯罪行為として、取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署と連携する。
 - ② いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し、適切な協力を求める。
- (4) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供をする。
- (5) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (6) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (7) いじめ防止対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。